



# 住まいの耐震性は大丈夫ですか？

地震に備えて、耐震診断を！

まずは無料の耐震診断を受けましょう！

近年発生している大きな地震では、古い木造家屋等が倒壊し、尊い命が犠牲となる事例が増えています。地震による犠牲者の多くは、建物の倒壊による圧死・窒息死です。

自身および家族の身体・生命・財産を守るため、住まいの耐震性は極めて重要です。住まいの耐震化についてもう一度お考えください。

市では、旧耐震基準（昭和56年以前の建築のもの）で建てられた木造住宅の耐震診断を行うことで、住まいの耐震性の把握と耐震化を促し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進します。



## 《 木造住宅の耐震診断希望者募集 》

市では「耐震診断」の希望者を募集しています。次のすべてに当てはまる条件です。



- ①木造住宅または木造併用住宅（住宅が半分以上のもの）で階数が2階建て以下の住宅（地下のあるもの等は対象外）
- ②昭和56年5月31日以前に建てられたもの
- ③個人が所有し居住している又は居住しようとする人
- ④市税を滞納していない
- ⑤暴力団員でない人

### [耐震診断に掛かる費用]

耐震診断の費用は無料です。

### [申込み方法]

申込みは下記で受け付けています。必要書類等がありますので、建築住宅課（下記）に問い合わせの上、申込みください。

### [問い合わせ及び申込み先]

渋川市第二庁舎2階 建築住宅課



0279-25-7191（直通）

## [申込みに必要な書類]

申込みには、次の書類（コピー可）が必要です。

- ア) 申請書
- イ) 住宅の登記事項証明書 → 法務局  
（未登記の場合は、直前の固定資産税・都市計画税納税通知書）
- ウ) 建築確認通知書（保存してある場合）
- エ) 住宅の平面図（平面図がない場合は現地調査し作成します。）
- オ) 住宅の外観写真（2～3枚程度）
- カ) 住民票（市外にお住まいの人に限り。）
- キ) 市税の滞納のない証明書又はこれに代わるもの ※注1
- ク) その他市長が必要と認める書類

※注1 涉川市にお住まいで、市が納税状況を確認することに同意した人は不要です。  
本人確認のため、身分証明書の提示をお願いします。  
市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村のものを用意してください。

## [耐震診断の流れ]

耐震診断の申込みから完了までの流れは、下記のとおりです。

- ア) **申込み**（建築住宅課窓口へ）  
↓
- イ) **耐震診断者派遣決定通知書を市から郵送**（診断することが決定）  
↓
- ウ) **耐震診断者と日時調整**（市が委託した耐震診断者から直接電話連絡があります。）  
（現地調査の都合のよい日を打ち合わせしてください。）  
↓
- エ) **住宅の現地調査**（耐震診断者がお宅へ伺い、建物調査を行います。）  
（立ち会いをお願いします。）  
（時間は1～2時間程度）  
↓
- オ) **耐震診断結果の報告**（市から電話連絡をします。診断結果を調査建築士から説明します。）  
↓
- カ) **終了**（倒壊の恐れがある等と診断された場合は、耐震改修をご検討ください。）



地震に強いまちづくりをめざして》